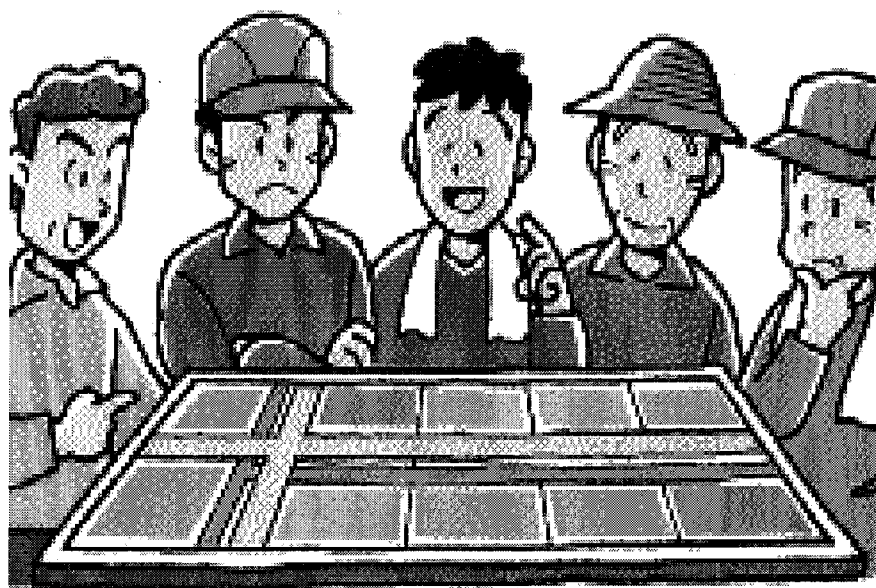


農業経営基盤強化促進法 について



広島県農林水産局
農水産振興部農業経営課

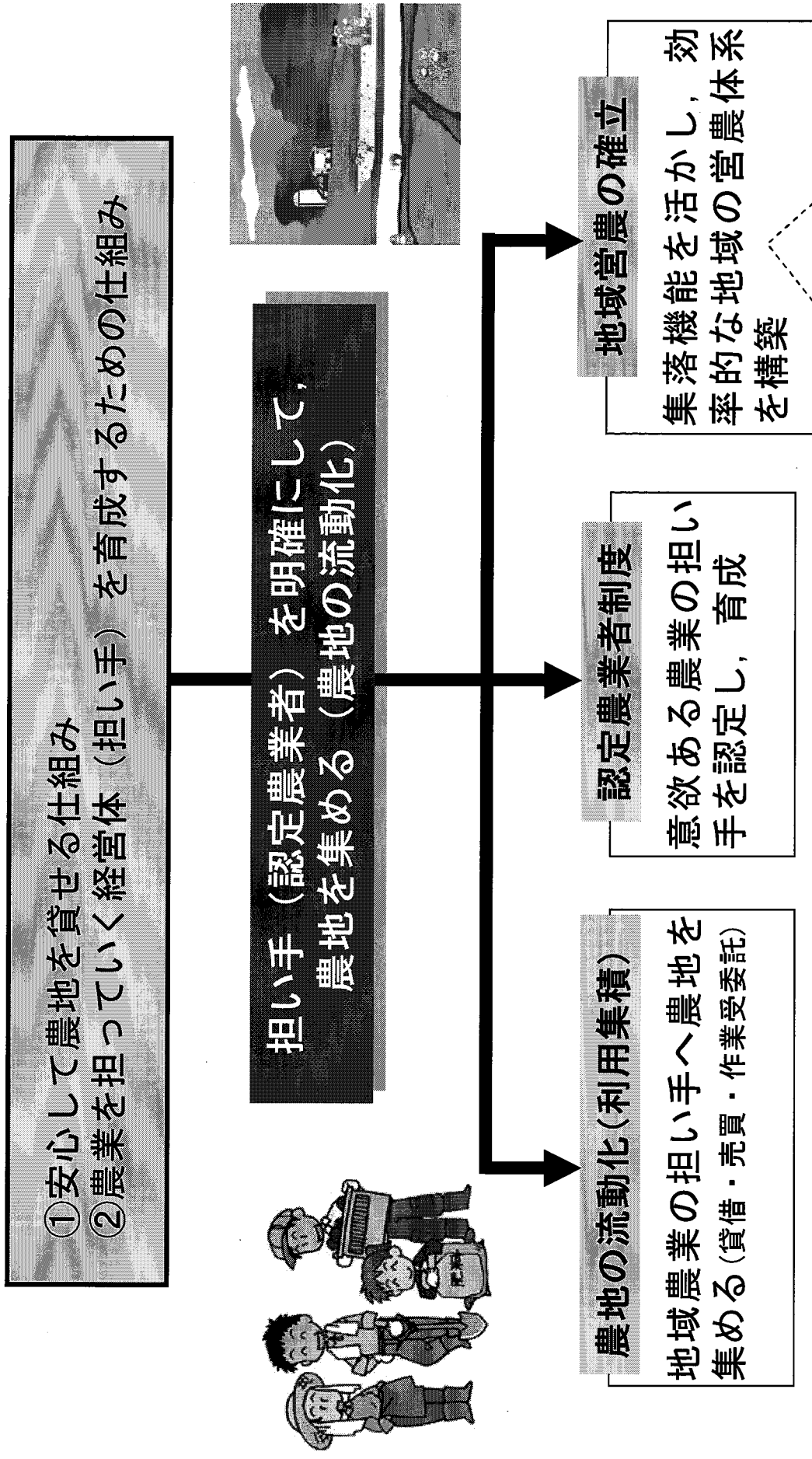
主任主事 先矢 和重

農業経営基盤強化促進法の概要と改正内容

平成22年7月

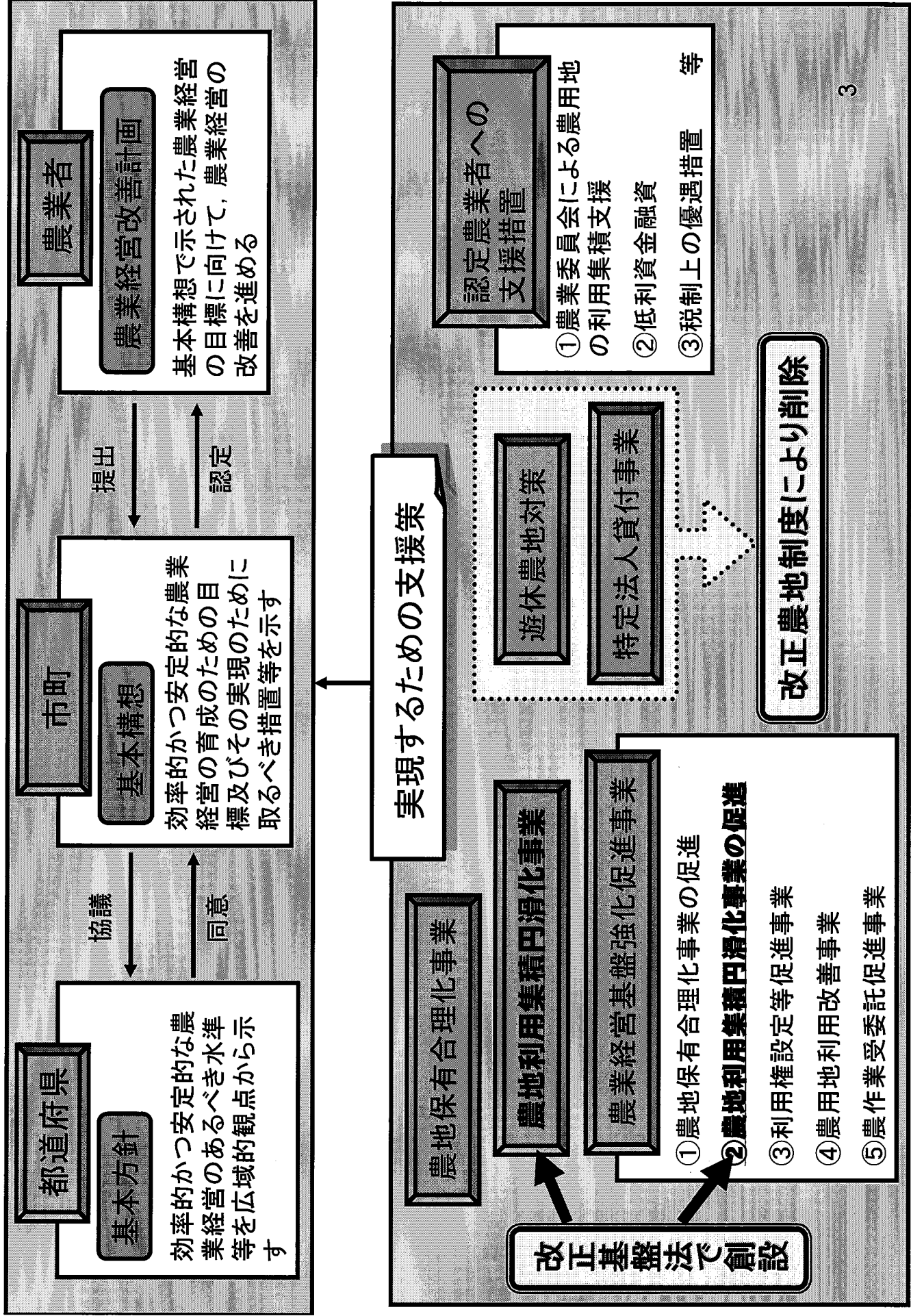
農林水産局農水産振興部農業経営課
経営支援グループ

■ 農業経営基盤強化促進法とは



県では集落農場型農業生産法人の育成を重点的に行っています。

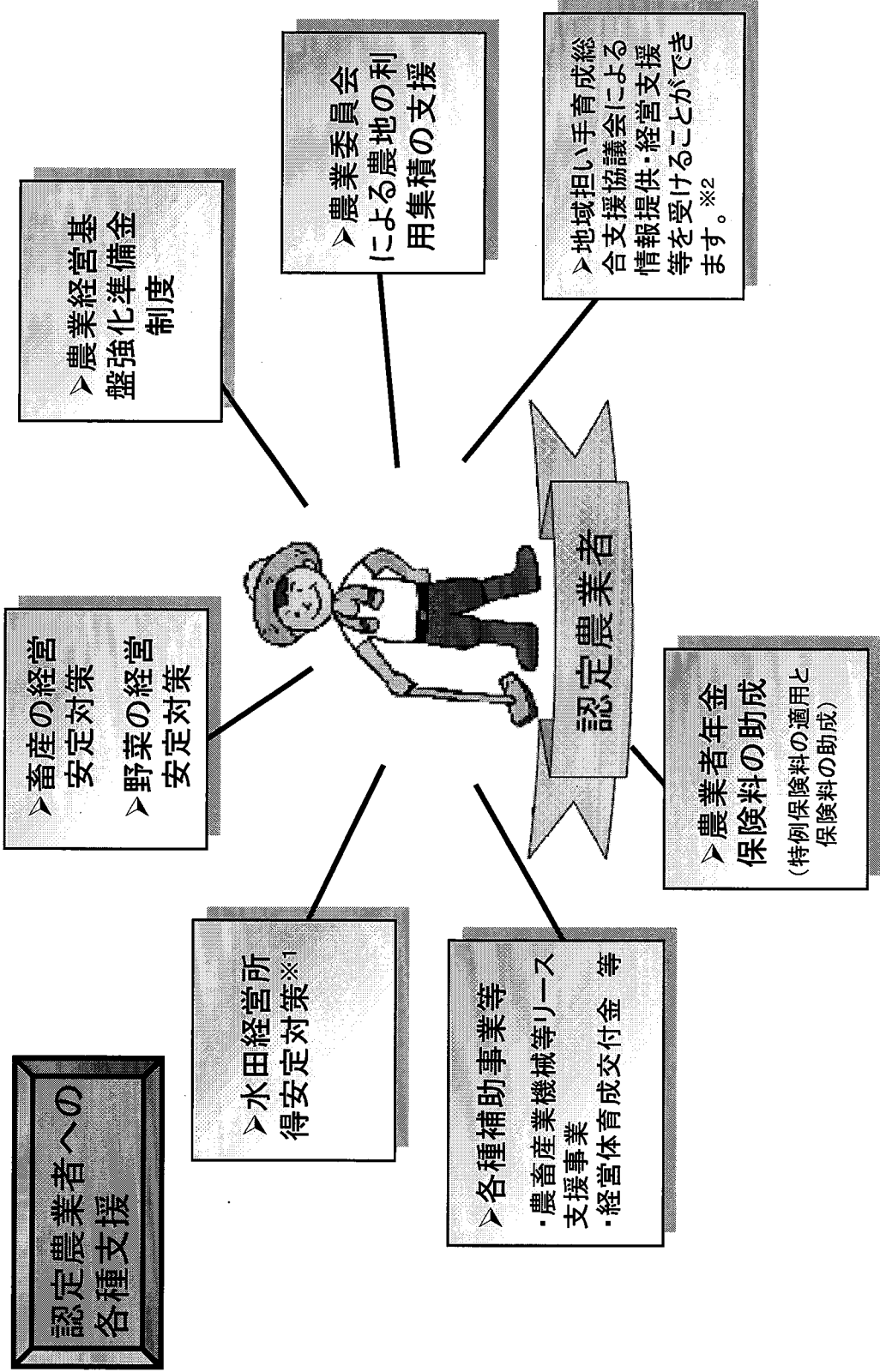
農業経営基盤強化促進法の体系



■ 法に位置づけられている主な制度

I 認定農業者制度

基本構想に示された育成すべき農業経営を目指し、経営改善を計画的に行おうとする者に対し、重点的に支援措置を講じ、効率的かつ安定的な農業経営の育成を図る。



※1 経営規模要件(原則4ha以上)があります。
 ※2 平成22年度については、各市町へお問い合わせください。

農業経営改善計画認定の流れ

①作成・申請

- ・農業経営改善計画を作成し、市町へ申請

※5年後の経営目標と達成に向けた方策を記載する。主な目標は次のとおり。

- ◆経営規模の拡大
- ◆経営管理の合理化
- ◆生産方式の合理化
- ◆従事態様の改善

②審査・意見取り

- ・市町は基本構想到即しているかどうか等審査
- ・第三者機関から意見を聞き、認定するかどうかを判断

※認定基準

- ◆基本構想到即していること(農業所得、年間労働時間や経営規模等)
- ◆達成される見込みがあること
- ◆農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切であること

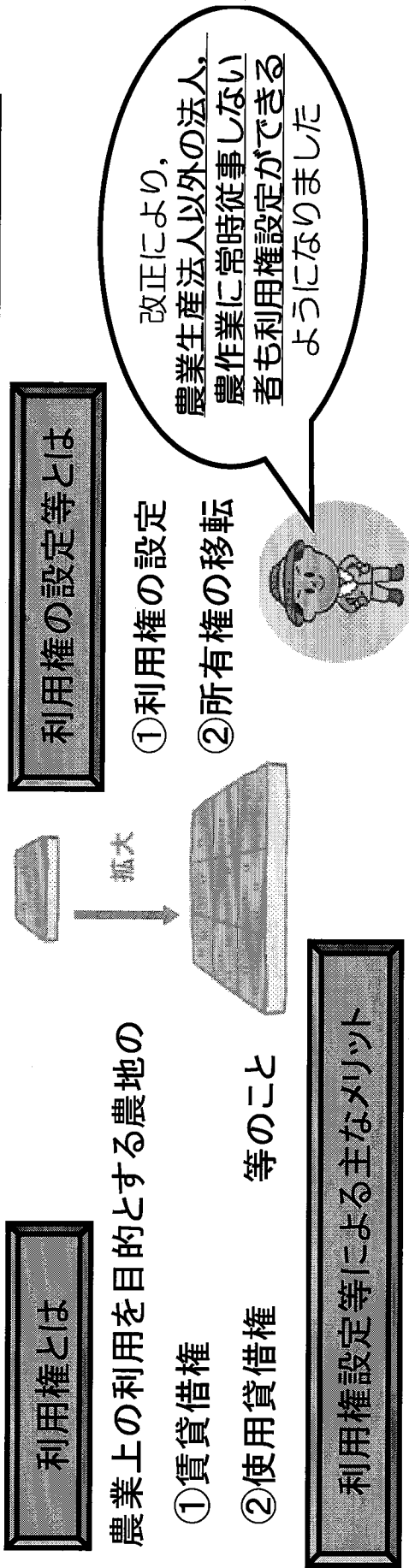
③認定

- ・認定書の通知

※認定を受けた農業者・法人を『認定農業者』という。

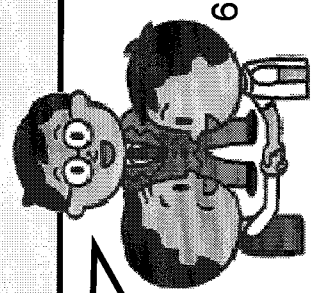
Ⅱ 利用権設定等促進事業

育成すべき農業者に対する農用地の利用集積を図るため、農用地の賃貸借権等の権利移動を円滑化するための事業



利用権設定等による主なメリット

	受け手	出し手
賃借の場合		<ul style="list-style-type: none"> ■ 契約期限が到来すれば必ず返還される
所有権移転の場合	<ul style="list-style-type: none"> ■ 不動産取得税の軽減など税金面での優遇措置を受けられることができる 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 譲渡所得について特別控除を受けられることができる
その他	<ul style="list-style-type: none"> ■ 農地法で規定されている下限面積の要件はない 	



利用権設定を行う際、共有農地の場合、地権者すべての同意が必要でしたが、改正により、地権者の過半の同意が得られれば、5年を超えない期間で利用権設定が可能となりました

利用権設定等促進事業の流れ

利用権の設定を受けた
いと申出

認定農業者

農業委員会
による調整

貸し手
・農用地を貸したい
・農用地を売りたい

受け手
・農用地を借りたい
・農用地を買いたい

市町による 農用地利用集積計画の作成

農用地利用集積計画の要件

- 1 計画の内容が市町村基本構想に適合すること
- 2 利用権の設定等を受ける者の要件
 - ① 農用地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うこと
 - ② 農作業に常時従事すること
- 3 利用権を設定する土地について権利関係者すべての同意を得ていること

(注) 農業生産法人以外の法人、農作業に常時従事しない者の要件

- ① 農用地のすべてを効率的に利用し耕作又は養畜の事業を行うこと
- ② 地域における適切な役割分担
- ③ (法人の場合) 役員のうち1人以上が常時従事

調整

農用地利用改善団体
農業協同組合
土地改良区

農業委員会の決定

公告

利用権設定等の効力が発生

農地法の適用除外

- ① 許可手続(3~5条)
- ② 賃貸借法定更新(17条)

ただし、共有の土地についての利用権設定・移転(5年を超える共有のもの)は、二分の一を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならない。

Ⅲ 農用地利用改善事業

集落等の地縁的なまとまりのある区域において、関係権利者による話し合いを通じて、作付地の集団化、農作業の効率化、担い手への農地集積等を進める事業



(注)改正基盤法により、貸借に限り農業生産法人以外の法人も農地を利用できるようになり、特定農業法人となることが可能となった。ただし、農地を所有する場合は、農業生産法人に限る。

特定農用地利用規程の認定手続き

〇〇農用地利用改善組合

- 農用地利用改善団体
- ・地権者2/3以上の集まり
- ・農用地の利用調整について話し合い・合意形成

① 同意依頼

特定農用地
利用規程

② 同意回答

- [利用規程の内容]
- ・実施区域
 - ・農作業の効率化
 - ・集積対象者
 - ・利用集積日標面積
 - ・利用集積設定等に関する事項等

③ 承認申請

⑤ 認定

市町

④ 意見聴取

農業委員会
農協

⑥ 公告

農事組合法人 ■■

- 農業を営む法人
- ・その地域の農地の過半を集積

特定農業法人となる

または

△△営農組合

- 任意組織
- ・その地域の農地の2/3を集積

特定農業団体となる

※特定農用地利用規程の有効期間は5年間。申請により5年間の延長が可能。
※個人の認定農業者は特定農用地利用規程に定めることではない。

IV 農地保有合理化事業

農地保有合理化法人が自ら農地などの売買や貸借を行い、意欲ある農業者の経営規模の拡大や集積のため再配分する事業

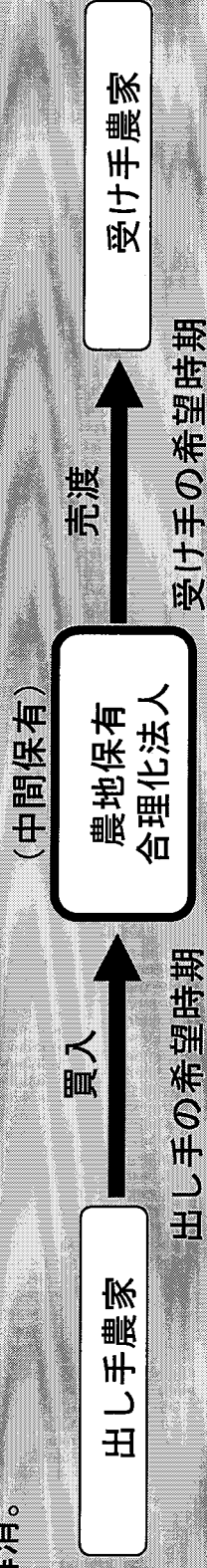
◆農地集約による団地化の実現

- ・ 複数の出し手農家の農地を農地保有合理化法人に集約し、中間保有機能を活用して連担化することにより、担い手の効率的な農業経営に寄与。
- ・ また、中間保有期間中に、基盤整備を行う等付加価値を高めた上での売渡しも可能。



◆受け手、出し手間のタイムラグの解消

- ・ 負債整理等のため土地代金の入金を急ぐ農家と、営農計画に沿った買入を望む受け手農家との時間的なズレにより、相対取引での調整が困難である場合、中間保有機能を活用して、両者のタイムラグを解消。

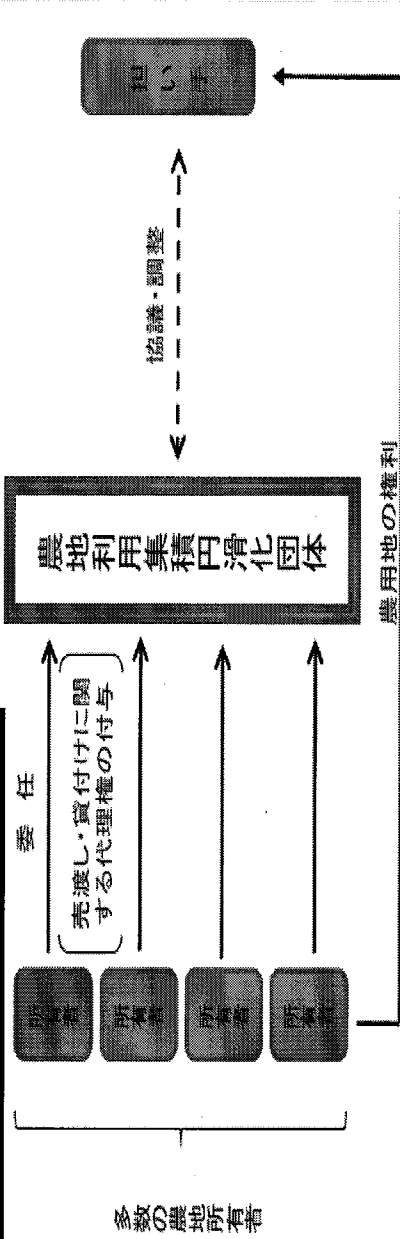


■ 基盤強化法改正により創設された事業

農地利用集積円滑化事業

農地利用集積円滑化団体(市町, 農協, 市町公社, その他の団体等)が実施主体となり, 農地所有者代理事業(農地所有者から農地の貸付け等について委任を受けて, その者に代理して貸付け等を行う事業)を基本とし, 農地売買等事業, 研修等事業を行う事業

農地所有者代理事業の仕組み

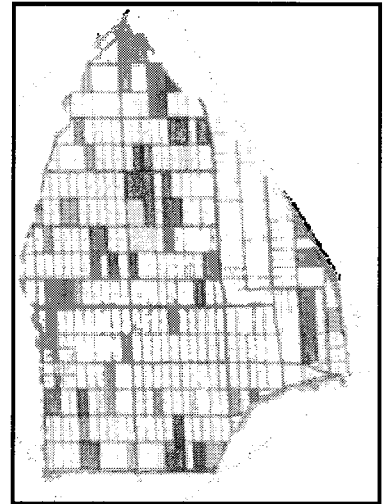


農地利用集積円滑化事業の仕組み

《農地利用集積円滑化団体》

- ・市町
- ・市町公社
- ・農業協同組合
- ・土地改良区
- ・地域担い手協議会 等

- 中間保有リスクを回避するため委任・代理方式を中心に推進
- 集落段階で面的集積の取組を推進するコーディネーターを設置
- 全国の市町村段階で実施



一括引受け



再配分